

# 小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第6回会議資料



日時 平成20年8月28日(木)午後1時30分から

場所 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

## 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

### 1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

### 3 議 事

#### ① 報告事項

報告第15号 第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について… 2

報告第16号 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会  
の中間報告について…………… 4

報告第17号 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の中間報告について  
…………… 5

#### ② 協議事項

協議第40号 地方税の取扱いについて…………… 6

協議第41号 特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会）について…… 16

協議第42号 消防団の取扱いについて…………… 18

協議第43号 防災関係について…………… 20

協議第44号 商工・観光関係について…………… 22

協議第45号 学校教育関係について…………… 25

協議第46号 社会教育関係について…………… 27

協議第47号 その他関係（企画）について…………… 29

協議第48号 その他関係（監査委員）について…………… 31

#### ③ 確認事項…………… 32

1. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

2. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

3. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会の臨時開催について

4. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

### 4 その他

### 5 閉 会

## 報告第15号

### 第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年8月28日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過内容（会議名）	場所	備考（協議内容等）
平成20年 8月19日	第17回電算分科会	小林市役所情報政策係会議室	個別システムの状況及びイントラネット・ホームページの整理について
8月21日	第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等取扱い小委員会	小林市社会福祉センター2階大会議室	議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い
8月21日	第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会	小林市役所4階大会議室	地域自治区等設置 新市基本計画
8月21日	第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会	小林市中央公民館大ホール	報告1件、協議7件確認

## 報告第16号

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告について

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告について、別添のとおり報告する。

平成20年8月28日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
議会議員・農業委員会の委員の定数  
及び任期等の取扱い小委員会  
委員長 中屋 敷 慶 次

## 報告第17号

### 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の中間報告について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の中間報告について、別添のとおり報告する。

平成20年 8月28日提案

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会  
委員長 入 佐 廣 登

協議第40号

地方税の取扱いについて

合併協定項目第8号「地方税の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第8号「地方税の取扱い」

1. 個人市町村民税

納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については現行のまま新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。

2. 法人市町村民税

納税義務者、税率（均等割）、申告期限、納期については現行のまま新市に引き継ぐ。法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。

3. 固定資産税

納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については現行のまま新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、各市町相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。

4. 都市計画税

課税に相違が生じているため、小林市の制度に統一することを基本とし、合併までに調整する。

5. たばこ販売組合補助金については、小林市の制度に統一する。

6. 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。

7. 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。



## 【協議事項説明資料】 参考法令等（条文等抜粋）

### ●地方税法（抜粋）

#### （市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- （1）市町村民税
- （2）固定資産税
- （3）軽自動車税
- （4）市町村たばこ税
- （5）鉱産税
- （6）特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- （1）都市計画税
- （2）水利地益税
- （3）共同施設税
- （4）宅地開発税
- （5）国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

#### （公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

**(受益に因る不均一課税及び一部課税)**

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

**(市町村民税の納税義務者等)**

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

- (1) 市町村内に住所を有する個人
- (2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- (3) 市町村内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

**(個人の市町村民税の非課税の範囲)**

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 分離課税に係る所得割につき前項第1号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況によるものとする。

3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハマまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

【令】第48条の2

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

#### (法人税割の税率)

第314条の4 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によって申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

#### (普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

#### (固定資産税の納税義務者等)

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

#### (固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固

定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

#### **(固定資産税の免税点)**

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

#### **(固定資産税の賦課期日)**

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

#### **(固定資産税の納期)**

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額（第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

#### **(固定資産課税台帳等の備付け)**

第380条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。）の備付けをもって行うことができる。

3 市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

### (都市計画税の課税客体等)

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

### (都市計画税の非課税の範囲)

第702条の2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで、第7項若しくは第9項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

### (住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画

税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

**(都市計画税の税率)**

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

**(都市計画税の納税管理人)**

第702条の5 第355条第1項の規定により定められた固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

**(都市計画税の賦課期日)**

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

**(都市計画税の納期)**

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額（次条第1項前段の規定によって固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

**(都市計画税の賦課徴収等)**

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した

額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があったものとする。

- 5 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。
- 6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。
- 7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市引計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。
- 8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。



## 協議第41号

### 特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会）について

合併協定項目第12号「特別職の職員の身分の取扱い」のうち「行政委員会」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第12号「特別職の職員の身分の取扱い」のうち「行政委員会」

1. 特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会（農業委員会を除く）については、次のとおりとする。

（1）選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、高原町、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。

（2）報酬等については、小林市の制度を適用する。

協議第42号

消防団の取扱いについて

合併協定項目第24号「消防団の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第24号「消防団の取扱い」

1. 条例等は小林市の条例等を適用する。
2. 消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。
3. 消防団員は新市に引き継ぐ。
4. 消防団員の定員については、現行のまま新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。
5. 車両等については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。
6. 報酬等については、小林市の制度に統一する。
7. 退職報償金等については、小林市の制度に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置（退職慰労金）を適用する。
8. 消防団の出動要請方法については、高原町、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。  
なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。

## 協議第43号

### 防災関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(4) 防災関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(4) 防災関係」

1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。
2. 地域防災計画は、高原町・野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。

## 協議第44号

### 商工・観光関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(12) 商工・観光関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(12) 商工・観光関係」

## 1. 商工業振興事業について

### (1) 企業誘致事業

税の課税免除等の特例については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。また、補助金については、別途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱を制定する。なお、各市町における合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。

### (2) 宮崎フリーウェイ工業団地

- ① 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。
- ② 立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定する。

## 2. 商工業関係団体について

### (1) 商工団体

現行のまま新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。

### (2) 第三セクター（有限会社のじり農産加工センター）

第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。



### (3) 祭り・イベント

祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。

## 3. 観光振興事業について

### (1) 祭り・イベント

祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。

### (2) 観光施設整備事業

観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

## 4. 観光関係団体について

### (1) 観光協会

観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。

### (2) 第三セクター（北きりしまリゾート牧場・ハーメックのじり株式会社）

第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。

### (3) 「日本で最も美しい村」連合負担金

新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。

協議第45号

学校教育関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(17) 学校教育関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(17) 学校教育関係」

1. 小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。

小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、高原町・野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。

2. 奨学金、育英資金については、小林市の制度に統一する。なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。

また、高原町の基金は、現行のまま新市に引き継ぐ。

教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。

## 協議第46号

### 社会教育関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(18) 社会教育関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(18) 社会教育関係」
------	----------------------------------

<p>成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。</p>
--

## 協議第47号

### その他関係（企画）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係（企画）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係(企画)」
------	-------------------------------------

ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。

## 協議第48号

### その他関係（監査委員）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係（監査委員）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月28日提案

平成20年 8月28日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



## 確認事項

1. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について

日 時：平成20年9月18日（木） 午後6時～

場 所：小林市役所4階大会議室

2. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成20年9月25日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール

3. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会の臨時開催について

日 時：平成20年10月9日（木） 午前10時～（終日）

場 所：小林市中央公民館大ホール

4. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成20年10月30日（木） 午後1時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール